

埼玉司法書士会情報公開に関する規則

(目的)

第1条 この規則は埼玉司法書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第55条第1項第12号の規定に基づき、本会が開示する情報の範囲及び公開の方法について定めることを目的とする。

(本会に関する情報)

第2条 本会は、本会に関する情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 定時総会において承認を受けた前年度の会計に関する財務諸表
- (4) 定時総会において報告された前年度の事業報告
- (5) 定時総会において承認された当年度の収支予算書
- (6) 定時総会において承認された当年度の事業計画
- (7) 支部に関する事項

(司法書士会員の情報)

第3条 本会は、司法書士会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 氏名 ただし、司法書士名簿に職務上の氏名の記載を受けた者は、その職務上の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 事務所の所在地及び電話番号
- (5) 司法書士名簿に事務所の名称の記載を受けた者は、その事務所の名称
- (6) 司法書士法（以下「法」という。）第3条第2項第2号で定める認定の有無及び認定番号
- (7) 法人会員の社員である司法書士会員については、その所属する法人会員名
- (8) 法人会員の使用人である司法書士会員については、使用する法人会員名
- (9) 法第47条の処分に関する事項
- (10) 日本司法書士会連合会の定める単位制研修における所定単位取得の状況

(法人会員の情報)

第4条 本会は、法人会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地及び業務範囲
- (3) 従たる事務所があるときはその所在地及び業務範囲
- (4) 設立年月日
- (5) 会則第5条第3項第2号の法人会員については、主たる事務所の所在地
- (6) 社員である司法書士会員及び使用人である司法書士会員の氏名
- (7) 特定社員の氏名及び常駐する事務所

(8) 法第48条第1項の処分に関する事項

(公開の方法)

第5条 情報の公開は、本会の掲示場に掲示するほか、本会が運営するインターネット上のホームページに掲載して行う。

(日本司法書士会連合会への公開の委託)

第6条 本会は、日本司法書士会連合会に第3条第5号及び第9号並びに第4条第1号及び第8号の情報の公開を委託することができる。

(細則への委任)

第7条 この規則に定めのない事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月21日から施行する。ただし、第3条第10号において公開する情報については平成22年4月1日以降のものを対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、会則変更の認可の日（令和2年9月11日）から施行する。

(経過措置)

2 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）による改正前の法第48条第2項の懲戒処分に関する事項の開示又は公開については、なお従前の例による。